明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○手形法第八十三条及び小切手法第六十九条の規定による手形交換所を指定する省令（**法務**三九）　一
○消費生活協同組合法施行規則及び医療法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一五二）　二

〔告　示〕
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の口上書の交換に関する件（**外務**三七〇）　五
○組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た物の公表を行う件（**厚生労働**三二〇）
○保安林の指定施業要件を変更する件（**農林水産**一六七七～一六九七）
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件（**経済産業**一七九）
○船舶安全法の規定に基づき、事業場の認定をした件（**国土交通**一〇七五、一〇七六）
○道路に関する件（**関東地方整備局**二九三、二九四）

〔国会事項〕
中国地方整備局公示（中国地方整備局）　六
公聴会
労働基準法第百十三条の規定による公聴会の開催について（厚生労働省）　六
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　六

〔人事異動〕
内閣府　六
〔皇室事項〕　六
〔官庁報告〕
官庁事項　六
〔公　告〕
諸事項　七
官庁
建設業の許可の取消処分関係　七
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　七
会社その他　七

省令

○法務省令第三十九号

手形法（昭和七年法律第二十号）第八十三条及び小切手法（昭和八年法律第五十七号）第六十九条の規定に基づき、昭和八年司法省令第三十八号の全部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十月二十七日　法務大臣　**葉梨　康弘**

手形法第八十三条及び小切手法第六十九条の規定による手形交換所を指定する省令

手形法（昭和七年法律第二十号）第八十三条及び小切手法（昭和八年法律第五十七号）第六十九条の規定により指定する手形交換所は、電子交換所（一般社団法人全国銀行協会が設置するもの）とする。

附　則

この省令は、令和四年十一月四日から施行する。

○厚生労働省令第百五十二号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十三号）の施行に伴い、並びに消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十三条及び医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第五十四条の七の規定に基づき、消費生活協同組合法施行規則及び医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十月二十七日　厚生労働大臣　加藤　勝信

消費生活協同組合法施行規則及び医療法施行規則の一部を改正する省令

（消費生活協同組合法施行規則の一部改正）

第一条　消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（貸付事業の運営に関する措置）	（貸付事業の運営に関する措置）
第五十一条　法第十三条の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる措置とする。	**第五十一条**　法第十三条の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる措置とする。
一～四十六　（略）	一～四十六　（略）
四十七　貸付けの契約に基づく債権の回収をするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穏を害するような言動をしないための措置	四十七　貸付けの契約に基づく債権の回収をするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穏を害するような言動をしないための措置
イ～チ　（略）	イ～チ　（略）
リ　債務者等が、貸付けの契約に基づく債権に係る債務の処理を弁護士、弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人若しくは司法書士若しくは司法書士法人（以下この号において「弁護士等」という。）に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があつた場合において、正当な理	リ　債務者等が、貸付けの契約に基づく債権に係る債務の処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しくは司法書士法人（以下この号において「弁護士等」という。）に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があつた場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話